


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1審議事項		2報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の照会を行うため、本人同意が必要となる事務に使用する様式について、本人同意欄を設ける等の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①様式に本人同意欄を設ける。 第1号様式、第4号様式、第9号様式</p> <p>②公簿等で確認ができるものについては証明書の添付の省略が可能である旨を追加する等の文言整理を行う。 規則第5条、第9条、第1号様式、第4号様式、第5号様式、第9号様式、第11号様式、第13号様式、第15号様式、第18号様式</p> <p>(2) 施行日 公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 各種の申請書類に証明書の添付を省略でき、申請者の利便性を向上させることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。